

設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の6以上の場合のものに限る。）

(ア) 同種工事（下記 a）及び b）を必要とする。）

a) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）30m以上のコンクリート橋脚又はコンクリート橋台の工事

b) オールケーシング工法により施工した杭長25m以上の場所打ち杭の工事

ただし、特定建設工事共同企業体においては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者がア)同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、イ)同種工事の施工実績を有すること。

(イ) 同種工事 躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚又はコンクリート橋台の工事

(4) 配置予定の技術者等 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

① 現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。

② 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

③ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは(3)に同じ。

同種工事 躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚又はコンクリート橋台を含む工事

④ 主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤ 監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(5) 競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域1」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。

(6) 施工計画が適切であること。

(7) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ) 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に建設業法に基づく配置ができること。

ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ) 各構成員の出資比率が2者で構成される場合にあつては30%以上、3者で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係

I) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係

I) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ニ) 組合の理事

(ホ) その他業務を執行する者であつて、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者

II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

I) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

II) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法 入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

1) 技術評価点の最高点を21点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ) 技術評価点1位の者が2者以上の場合 技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な1者に対し0.5点

ロ) 技術評価点1位の者と2位の者との差が0.5点未満の場合 1位の者に対し2位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数